

令和3年度 埼玉県福祉部社会福祉課

会計年度任用職員募集要項（令和3年10月採用）

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1 職務内容

- (1) 戦傷病者特別援護法の施行に関すること(申請書の審査事務等)
- (2) 各種給付金支給法の施行に関すること(申請書の審査事務等)
- (3) 特別弔慰金支給法の施行に関すること(申請書の審査事務等)
- (4) 電子計算システム(援護システム)の操作業務に関すること
- (5) その他援護恩給事務に関すること

2 応募資格

- (1) 年齢・性別・学歴は問いません。
- (2) 国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※ 地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

- (1) Word、Excel等による基本的なパソコン操作が可能であること。
- (2) 行政機関や企業等での法令施行业務又はその他類似業務への従事経験があること。
- (3) 堅実に粘り強く業務に取り組めること。
- (4) 他の者と協調し、円滑なコミュニケーションが図れること。

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

(1) 任用期間

令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

(2) 勤務日数・勤務時間

週4日又は5日で週29時間

例1(週5日の場合の例)

・ 月曜 午前9時00分～午後4時00分(6時間)

・ 火～金曜 午前9時00分～午後3時45分(5時間45分)

例2(週4日の場合の例)

・ 月～木曜 午前9時00分～午後5時15分(7時間15分)

※ 休憩時間:正午～午後1時(60分)

※ 勤務日の割り振りについては応相談。

(3) 休日

原則、土・日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

(4) 休暇

年次有給休暇5日(従前の勤務実績に応じて異なります)、その他は県の規定によります。

(5) 報酬

月額:145,700～155,300円

(時間額:1,159～1,236円)

※ 報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

(6) 諸手当

期末手当:報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額

(7) 交通費

別途支給(県の規定によります。)

※ 通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

※ 自家用車による通勤はできません。

(8) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり。

※加入条件を満たす場合に限りです。

(9) 勤務地

埼玉県福祉部社会福祉課内

所在地：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募について

- (1) 応募は、令和3年8月24日(火)必着で、下記担当宛てに、写真を貼付した履歴書と職務経歴書を提出してください。
- (2) 提出は、郵送でお願いします。
- (3) 封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自身の住所、氏名を明記してください。
- (4) 郵送に伴う事故については、責任を負いません。

7 選考方法等について

- (1) 第一次審査
応募書類による選考を行います。
- (2) 第二次審査
第一次審査の合格者に対し、面接を行います。埼玉県庁又はその近隣で、令和3年9月6日(月)又は7日(火)に実施する予定です。詳細は、令和3年8月30日(月)までに連絡します。
- (3) 最終選考結果
令和3年9月17日(金)までに、第二次審査の受験者全員に連絡します。
なお、応募書類の返却はしていません。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地: 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁本庁舎4階)

担当: 福祉部 社会福祉課 援護恩給担当 坂爪(さかづめ)

電話: 048-830-3277(直通)

Eメール: a3270-14@pref.saitama.lg.jp